

埼玉県内の飲食店の皆様へ 埼玉県感染防止対策協力金について

令和3年10月24日をもって、段階的緩和措置が終了となります。

営業時間、酒類提供、人数制限等の制限なく、
営業できるようになります。

※感染防止対策協力金は終了いたします。

10月25日以降、感染再拡大防止と社会経済活動の両立に向け、
以下のとおりご協力をお願いいたします。

・ 飲食店等へのお願い

- 人と人との間隔をできるだけ1m以上空けるなど業種別ガイドラインを遵守するとともに、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底することをお願いいたします。
- 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+(プラス)」の認証を取得していない飲食店等は、速やかに取得するようにお願いいたします。

・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)の認証について

詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

○ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen-insyokutenplus.html>

【お問合せは 埼玉県中小企業等支援相談窓口 まで】

電話:0570-000-678 (平日9:00~21:00 土日祝日9:00~18:00)

・ 県内事業者向けLINE公式アカウントのご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内事業者の皆様向けに、県ではLINE公式アカウント「埼玉県 事業者支援情報」で、各種支援金をはじめとする支援情報を幅広く配信しています。是非御活用ください。

ID検索(ID: @802vhfgy)又は右の二次元コードの読み取りで「友だち」追加

